

専門学校読売自動車大学校学則

東京都江東区亀戸2丁目28-5
学校法人読売理工学院
専門学校読売自動車大学校

専門学校読売自動車大学校学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法に従い、科学時代に役立つ人材の育成とわが国の産業、科学技術の振興に寄与することを目的とし、優秀な自動車整備技術者を養成する。

(名 称)

第2条 本校は、専門学校読売自動車大学校という。

(位 置)

第3条 本校の位置を東京都江東区亀戸2の28の5におく。

(学校評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について毎年度自ら点検及び評価を行うとともに、5年に一度、外部の識見を有する者による評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 課程、学科、修業年限、定員

(課程・学科・修業年限・定員)

第5条 本校の課程、学科、修業年限及び定員は、次の通りとする。

昼夜別	課 程 名	学 科 名	修業年限	入学定員	総 員
昼	工業専門課程	自動車整備学科	2年	120名	240名
昼	工業専門課程	1級整備学科	4年	30名	120名
合 計				150名	360名

第3章 組 織

第6条 本校に、次の教職員をおく。

- (1) 校 長 1名
- (2) 教 員 (基幹教員) 10名以上
- (3) 教 員 (基幹教員以外) 若干名
- (4) 助 手 若干名
- (5) 事務職員 5名以上
- (6) 校 医 1名

2 校長は校務をつかさどり、所属教職員を監督する。

3 本校の管理、運営に関しては、次の規則、規定に定める。

- (1) 江東校教員組織規定
- (2) 江東校事務局組織規定
- (3) 管理運営規則
- (4) 江東校会議規定

第4章 学年、学期、休業日

(学年・学期の始終期)

第7条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年は、次の2期に分ける。

I 期 4月1日から9月30日まで

II 期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第8条 本校の休業日は、次の通りとする。

(1) 土曜日、日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律で規定する日

(3) 夏季休業 8月1日から8月31日まで

(4) 冬季休業 12月25日から1月7日まで

(5) 春季休業 3月21日から3月31日まで

(6) 創立記念日 11月20日

2 教育上必要があり、またやむを得ない事情があるときは、前項にかかわらず、休業日に授業を行うことがある。

3 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第5章 入 学

(入学資格)

第9条 本校の入学資格は、次の通りとする。

1 自動車整備学科（二級自動車整備士を養成する2年課程の学科）

(1) 高等学校もしくはこれに準ずる学校もしくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程に同等の課程を有する者として認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣が指定した者

(6) 高等学校卒業程度認定試験規則（旧大学入学資格検定規定を含む）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

(7) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）を文部科学大臣が定める日以降に修了した者

(8) その他本校において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

2 1級整備学科（一級自動車整備士を養成する4年課程の学科）

自動車整備学科と同様であるが、3年進級時には二級自動車整備士（総合）資格を取得していること

入学資格は、自動車整備学科と同様である。

(入学時期)

第10条 本校の入学時期は4月とする。

(入学の出願)

第11条 本校に入学しようとする者は、本校所定の入学願書に必要事項記入のうえ、必要書類とともに第16条に定める入学選考料を添えて指定期日までに提出しなければならない。

(入学者の選考)

第12条 前条の入学志願者については、学力、人物、適性、健康について選考を行う。

(入学許可)

第13条 入学については、校長の許可を要する。

(入学許可書の交付)

第14条 本校に合格された者は、10日以内に第16条に定める入学時の学生納付金を納入するとともに、本校所定の必要書類を提出して、入学許可書の交付を受けなければならない。

2 ただし、第9条に定める入学資格を見込みで提出して、入学許可書を交付された者が、その年度に資格を取得できなかったときは、入学許可を無効とする。

第6章 編 入 学

(編入学)

第15条 専門士の称号を有する者若しくはこれと同等以上の学力があると校長が認める者で、かつ二級自動車整備士（総合）資格もしくは二級ガソリン及び二級ジーゼル自動車整備士資格を取得している者には、選考により1級整備学科3年次への編入を認めることができる。

2 第10条、第11条、第13条、第14条までの規定は、編入学にこれを準用する。

3 その他編入学に関する事項は、細則に定める。

第7章 学生納付金、入学選考料

(納付金・選考料)

第16条 学生納付金は、入学金、授業料、施設・維持費、実習費をいい、各学科については次の通りとする。

(1) 自動車整備学科、1級整備学科（1・2年次）

年 次 納付金	1 年 次		2 年 次	
	前 期	後 期	前 期	後 期
入 学 金	230,000円	—	—	—
授 業 料	265,000円	265,000円	265,000円	265,000円
施設・維持費	150,000円	150,000円	150,000円	150,000円
実 習 費	140,000円	140,000円	140,000円	140,000円
合 計	785,000円	555,000円	555,000円	555,000円

(2) 1級整備学科（3・4年次）

年 次 納付金	3 年 次		4 年 次	
	前 期	後 期	前 期	後 期
授 業 料	265,000円	265,000円	265,000円	265,000円
施設・維持費	150,000円	150,000円	150,000円	150,000円
実 習 費	150,000円	150,000円	150,000円	150,000円
合 計	565,000円	565,000円	565,000円	565,000円

2 納期は、4月(前期)と10月(後期)の2回とし、別に定める期限内に納入しなければならない。

3 入学選考料は、20,000円とする。

4 1級整備学科に本校卒業生以外の者が3年次に編入する場合は、入学金が必要となる。

(納付金・選考料の取り扱い)

第17条 既に納入した学生納付金は、原則として返還しない。

2 次の各号に該当する場合は、この限りでない。

(1) 学年開始前(3月31日まで)に入学辞退の手続きをした場合は入学金及び入学選考料を除き返還する。

(2) 第14条第2項による場合は、入学選考料を除き全額返還する。

(3) その他入学時までには特別な事由(本人死亡等)が発生した場合は、その都度校長が判断する。

第8章 教育課程、授業時数及び履修方法

(教育課程・授業時数)

第18条 本校の教育課程及び授業時数は、次の通りとする。

ただし、授業時数については、次の各号を基準とする。

(1) 年間授業週は40週とする。

(2) 週間授業時数は19時限以上とする。

(3) 1日の授業時数は4時限とする。

(4) 1時限は、学科70分。実習は95分とする。

(始業及び終業)

第19条 本校の始業及び終業は次の通りとする。

始 業 午前9時

終 業 午後4時05分

2 前項にかかわらず、校長が教育上必要と認めた場合は、始業、終業時刻を変更し、授業時数を増やすことができる。

(授業科目)

第20条 授業科目の区分は、一般教養科目、資格検定科目、自動車工学科目、自動車整備関連科目、実習科目とする。

2 授業科目及び単位数は、細則に定める。

(単位の計算方法)

第21条 授業科目の単位の計算方法は、細則に定める。

(単位の授与)

第22条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 授業科目の試験の成績は、秀、優、良、可及び不可の五種の評語をもって表し、秀、優、良、及び可を合格とする。

(修了の認定)

第23条 校長は、教育課程の定めるところにより、各学年ごとに修了すべき教科目について試験を行い、合格者に対して当該教科目の修了を認定する。

第9章 進級、卒業基準

第24条 進級、卒業の基準は細則に定める。

第10章 卒 業

(卒 業)

第25条 本校所定の課程を修得した者には、卒業証書を授与する。

(称号の付与)

第26条 工業専門課程自動車整備学科（特定専門課程）を修了した者には、専門士（工業専門課程）の称号を付与する。

- 2 工業専門課程1級整備学科（特定専門課程）を修了した者には、高度専門士（工業専門課程）の称号を付与する。

第11章 休学、復学、留年、自主退学

第27条 学生が疾病、その他やむを得ない事由によって、1か月以上1か年以内休学する場合は、その事由を記し、診断書を添えて校長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の者が復学しようとする場合は、届けて復学することができる。
- 3 進級、卒業基準に満たない者は、留年とする。
- 4 休学等あらかじめ承認を受けた場合を除き、在学期間は修業年限の2倍までとする。この場合、同一学年を3年履修することはできない。
- 5 退学しようとする場合は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

第12章 除 籍

第28条 学費を滞納し、督促を受けても指定の期日までに完納しない者は、校長が除籍する。

第13章 賞 罰

(表彰・褒賞)

第29条 成績、操行が優秀で他の模範となる者は、表彰することがある。

- 2 本校学生として、校外において特に善行があり、本校の名誉を高めた者は、褒賞することがある。

(懲 戒)

第30条 学則に違反し、学業を怠り、本校の名誉もしくは信用を害し、その他学生の本分に反する行為をした者には、校長が退学、停学、訓告の懲戒を行う。

- 2 次の各号の一つに該当する者には、退学を命ずることがある。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第14章 健 康 診 断

第31条 健康診断は毎年1回、実施する。

第15章 細 則

第32条 本学則の運用に必要な細則は、校長が別に定める。

【付 則】

制 定（昭和57年3月30日）

この学則は昭和57年4月1日から施行する。

改正施行 昭和57年4月1日～平成14年3月31日まで削除

改 正（平成14年7月22日）

この学則は平成15年4月1日から施行する。

ただし、この学則変更の施行日以前、既に在籍する者に係る学科名及び授業料等は、第4条及び第14条にかかわらず、平成16年3月31日まで従前の例による。

この場合、学科名は自動車工学科とする。

改 正（平成16年12月3日）

この学則は平成17年4月1日から施行する。

改 正（平成17年7月6日）

改 正（平成17年9月30日）

この学則は平成17年10月1日から施行する。

ただし、施行日以前、自動車整備研究科に既に在籍する1年次生及び2年次生については、この変更施行日付で4年課程の自動車整備研究科3年次生及び4年次生としてそれぞれ編入させる。

なお、当該編入者の学年終了時期は、平成18年3月31日とする。

この学則は平成18年4月1日から施行する。

改 正（平成19年12月11日）

この学則は平成20年4月1日から施行する。

ただし、施行日以前、自動車整備研究科に既に在籍する者に係る学科名及び授業料等は、第4条及び第15条にかかわらず、平成23年3月31日まで従前の例による。

改 正（平成20年12月19日）

この学則は平成21年4月1日から施行する。

ただし、施行日以前、1級整備研究科に既に在籍する者に係る学科名及び授業料等は、第4条及び第15条にかかわらず、平成24年3月31日まで従前の例による。

改 正（平成22年2月1日）

この学則は平成22年4月1日から施行する。

改 正（平成23年1月14日）

この学則は平成23年4月1日から施行する。

改 正（平成24年2月24日）

この学則は平成24年4月1日から施行する。

改 正（平成24年11月26日）

この学則は平成25年4月1日から施行する。

改 正（平成26年12月17日）

この学則は平成27年4月1日から施行する。

改 正（平成29年1月26日）

この学則は平成29年4月1日から施行する。

ただし、この学則は施行日以前、既に在籍する者に係る授業料等は、第15条にかかわらず、従前の例による。

改 正（平成30年11月7日）

この学則は平成31年4月1日から施行する。

改 正（令和元年12月18日）

この学則は令和2年4月1日から施行する。

ただし、施行日以前、既に在籍する者に係る授業料等は、第16条にかかわらず、従前の例による。

改 正（令和2年8月19日）

この学則は令和3年4月1日から施行する。

ただし、施行日以前、既に在籍する者に係る定員数、学科名及び授業料等は、第5条、第16条にかかわらず、従前の例による。

改 正（令和5年2月17日）

この学則は令和5年4月1日から施行する。

改 正（令和5年11月8日）

この学則は令和6年4月1日から施行する。

ただし、施行日以前、既に在籍する者に係る授業料等は、第16条にかかわらず、従前の例による。

改 正（令和7年12月22日）

この学則は令和8年4月1日から施行する。

ただし、施行日以前、既に在籍する者に係る入学資格、授業料等または称号は、第9条、第15条、第16条、第26条にかかわらず、従前の例による。